

第 13 章

タイ

今泉 慎也

はじめに

タイにおいては、1990 年代前半から金融自由化が急速に進展したが¹、1997 年のアジア経済危機の影響を受けて、多くの金融機関が経営破綻し、国有化を含む公的支援、外資による買収・救済を通じた金融再編が進んできた²。タイは、世銀・IMF の支援を受け入れ、政策上のコンディショナリティとして、金融セクターを含む諸制度の改革に取り組んだ。その後の経済回復を経て、タイは IMF 融資の返済を 2001 年に完了し、世銀・IMF による管理は終了した。金融セクターに関する制度改革は、それまでの金融システムの再建を目的とするものから、中長期的な金融システムの強化・安定化を目的とするものへと変化しつつある。2004 年 1 月には、「金融セクター・マスタープラン (Financial Sector Master Plan)」が閣議決定され、これにもとづく制度改革や金融機関の統合等が進められてきた。保険や証券についてもマスタープランが策定されている。金融セクター・マスタープランの実施は、2004 年以降、主として財務省 (Ministry of Finance: MOF)³、および中央銀行であるタイ (国) 銀行 (Bank of Thailand: BOT) の規則・ガイドラインなどを通じて行われてきた。これに並行して法的枠組みを刷新する「金融業法案」、預金保険の導入と預金保険公社の設

¹ 1990 年 5 月に BOT が公表した「第一次金融制度開発三カ年計画」による第一次自由化は、為替管理の緩和、資本取引の自由化、金利自由化などを内容とした。1993 年から始まる第二次三カ年計画では、資本取引のより一層の自由化と、金融業務の規制緩和が目的とされていた (末廣 [2000: 87])。1990 年代前半の金利自由化については、田坂 [1996] も参照。

² タックシン・チナワット (Taksin Chinawat) 政権 (2001-06 年) に対する反対運動などをめぐる混乱から、2006 年 9 月 19 日に軍事クーデタが起こり、タックシン首相は失脚し、1997 年憲法が廃止された。同年 10 月 1 日に制定された暫定憲法のもとで、現在、新憲法の起草が進められている。

³ タイの Ministry of Finance (MOF) (タイ語 *Krasuang Kan Khlang*) は大蔵省と訳されるのが通例であったが、日本の省庁再編にならぬ、近年は財務省と訳されることが多い。タイの MOF (所管は財政経済局 (Fiscal Policy Office: FPO)) は銀行などの監督権限を有している。なお、“Khlang”は「倉庫、蔵」を意味するので、「大蔵省」の方がタイ語の語感に近い。

置を内容とする「預金保険法案」、BOTの権限を大幅に強化する「タイ銀行法(以下、BOT法)改正案」等の法案が議論されてきたが、2007年3月時点においてまだ成立していない。

第1節 金融セクターの概況

1. 金融機関の種類

表1は、タイにおける金融機関の種類、監督機関、根拠法をまとめたものである。政府系金融機関⁴としては、BOTのほか、政府貯蓄銀行(Government Savings Bank: GSB)、農業・農業協同組合銀行(The Bank for Agriculture and Agricultural Cooperatives: BAAC)、政府住宅銀行(The Government Housing Bank: GHB)、タイ輸出入銀行(The Export - Import Bank of Thailand: EXIM-Bank)、タイ中小企業開発銀行(Small and Medium Enterprise Development Bank of Thailand: SME Bank)、タイ国イスラーム銀行(Islamic Bank of Thailand)、小企業債務保証公社(The Small Industry Credit Guarantee Corporation: SICGC)

二次抵当公社(Secondary Mortgage Corporation: SMC)、(金融機関)資産管理公社(Asset Management Corporation: AMC)(2007年1月廃止)、タイ資産管理公社(Thai Asset Management Corporation: TAMC)、産業金融公社(Industrial Financing Corporation of Thailand: IFCT)(2004年にタイ軍人銀行(2005年5月からTMB銀行)と合併)がある。

民間金融機関には、商業銀行、外国銀行支店、オフショア業務(BIBF/PIBF⁵)金融会社(finance companies)、証券会社、クレディ・フォンシエ会社〔住宅金融会社〕(credit foncier companies)、資産管理会社(asset management companies)、投資信託管理会社(mutual fund management companies)、保険会社、農業協同組合、貯蓄協同組合(saving cooperatives)、年金基金(provident fund)、社会保険〔保障〕基金(social security fund)⁶、両替商(money changer)、質屋(pawnshops)がある。

⁴ 政府系金融機関の検査は、財務省の権限であり、1999年よりBOTに委任されている(BOT[2001: 58])。なお、タイにおいては、産業資金の供給を民間金融機関が主導し、他のアジア諸国と比べて政府系金融機関の役割が小さかったことが一つの特徴とされる(末廣[2002: 161-162])。

⁵ Bangkok International Banking Facilities, Provincial International Banking Facilities.

⁶ タイ語は「社会保険」であるが、一般にはsocial security(社会保障)が訳語として用いられている。

表1 タイの金融機関（種類・監督機関・根拠法）

| 金融機関 | 監督機関 | 根拠法 |
|----------------------|--------------|--------------------------------|
| 政府系金融機関 | | |
| タイ（国）銀行（BOT） | MOF | 1942年タイ国銀行法 |
| 政府貯蓄銀行（GSB） | MOF/ BOT | 1946年政府貯蓄銀行法 |
| 農業・農業協同組合銀行（BAAC） | MOF/ BOT | 1966年農業・農業協同組合銀行法 |
| 政府住宅銀行（GHB） | MOF/ BOT | 1953年政府住宅銀行法 |
| タイ輸出入銀行（EXIM-Bank） | MOF/ BOT | 1993年タイ輸出入銀行法 |
| タイ中小企業開発銀行（SME Bank） | MOF/ BOT/工業省 | 2002年中小企業開発銀行法 |
| タイ（国）イスラーム銀行 | MOF/ BOT | 2002年タイ国イスラーム銀行法 |
| 小企業債務保証公社（SICGC） | MOF/ 工業省 | 1991年小企業信用保証公社法 |
| 二次抵当公社（SMC） | MOF/ BOT | 1997年二次抵当公社緊急勅令 |
| タイ資産管理公社（TAMC） | MOF/ BOT | 2001年資産管理公社緊急勅令 |
| タイ産業金融公社（IFCT）* | MOF/ BOT | 1959年タイ産業金融会社法 |
| 民間金融機関 | | |
| 商業銀行 | BOT | 1962年商業銀行（業）法 |
| 外国銀行支店 | | |
| BIBF/ PIBF | | |
| 金融会社 | BOT | 1979年金融業、証券業及びクレ ディ・フォンシェ業法 |
| クレディ・フォンシェ会社 | | |
| 資産管理会社 | MOF/ BOT | 1998年資産管理会社緊急勅令 |
| 両替商 | MOF/ BOT | 1942年為替管理法 |
| 証券会社 | SEC | 1992年証券及び証券取引所法 |
| 投資信託管理会社 | | |
| 生命保険会社 | 商務省 | 1992年生命保険 |
| 損害保険会社 | 商務省 | 1992年損害保険法 |
| 農業協同組合・貯蓄共同組合 | 農業協同組合省 | 1999年協同組合法 |
| 年金基金 | SEC | 1987年年金基金法 |
| 社会保険〔保障〕基金 | 労働社会福祉省 | 1990年社会保険〔保障〕法 |
| 質屋 | 内務省 | 1962年質屋法 |

（注） * IFCT は、2004年9月に TMB 銀行に合併

（出所） BOT 資料より筆者作成。 <http://www.bot.or.th/bothomepage/BankAtWork/Financial_Supervision/FinInThailand/FinInThailandE.htm> (visited October 17, 2006)

（1）商業銀行

商業銀行法は、1962年に制定され、1979年、1985年、1992年、1997年、1998年に改正されている⁷。商業銀行法上の「商業銀行」には、タイ法人である商業銀行のほか、外国銀行支店が含まれる（4条）⁸。

⁷ 銀行業および保険業に関する最初の規制は、「1928年公衆の安全又は福祉に影響する取引業務管理法」に始まる。その後、銀行業の規制に関する法律として「1937年銀行業管理法（1945年全面改正）が制定され、1962年に現在の銀行法が制定された。なお、官報データベースによれば、「1932年銀行保険税法」が法律名に銀行を用いた最初の法律である。

⁸ タイで最初の銀行は、1888年に支店を開設した香港上海銀行であり、タイ資本では Siam Commercial Bank が 1906年に設立された。タイ銀行業史につき、Sithi-Amnuai [1964]参照。

1992年には、タイを東南アジア大陸部の金融センターにすべくバンコク・オフショア市場の開設⁹が決定され、商業銀行法の1992年改正で、Bangkok International Banking Facilities (BIBF) と Provincial International Banking Facilities (PIBF) というオフショア業務に関する二つの新たな免許が設けられた。1993年には、既存の商業銀行23行と新規の外国銀行20行に免許が与えられた。オフショア市場は、海外から取り入れた資金をインドシナ諸国などに供給すること(Out-Outと呼ばれる)を狙いとしただけでなく、タイ国内への資金の取込み(Out-In)も認めていた。さらに、タイは、1960年代から外国銀行にはフルブランチの資格を認めてこなかったが、このIBFの実績を条件として、フルブランチを認める方針をとった。この結果、オフショア市場を通じたタイ国内への短期資金の流入が急増し、後にタイにおける経済危機の一つの要因となった(末廣 [2000: 87-88])。

財務省およびBOTは、1962年銀行法制定以降、約30年間にわたって、地場を含めた銀行の新設を認めなかった¹⁰。しかし、1997年の経済危機は、タイ経済に深刻な影響を与え、金融セクターの大きな再編をもたらした。当時15行あった商業銀行のうち、6行に国有化措置を含む公的資金による介入が行われたほか、外資による買収が行われた(表2参照)。

経済危機の影響から脱し、金融業の収益性が回復するなか、現在では、2004年金融セクター・マスタープラン(表3)にもとづく中期的な制度改革が進展している。

表2 BOT監督下の金融機関数の変化

| | 1997年1月末 | 2003年12月末 | 2007年3月 |
|---------------|----------|-----------|---------|
| 商業銀行 | 31 | 31 | 35 |
| タイ法人 | (15) | (13) | (18) |
| 外銀支店 | (16) | (18) | (17) |
| IBF | | | |
| 商業銀行*1 | 25 | 24 | 0 |
| Stand-alone*2 | 17 | 5 | 0 |
| 金融会社 | 91 | 18 | 5 |
| クレディ・フォンシェ会社 | 12 | 5 | 3 |
| 総数 | 176 | 83 | 42 |

(注) *1 商業銀行でIBF免許を有するもの。 *2 IBF業免許のみを有する金融機関。
(出所) BOT資料より筆者作成。

⁹ BOTは、物価と為替の安定を重視し、無秩序な財政拡大や金融緩和政策には批判的であったが、1990年に就任したウィット総裁(Vijit Supinit:在任1990年10月~1996年7月)の下で、BOTは1992年10月に東南アジア大陸部金融センター構想を掲げ、経済拡大により積極的な姿勢をとるようになった(末廣 [2000: 87-88])。

¹⁰ 80年代後半から経済成長を背景に、1996年には地場の商業銀行の新設を認める方針が示されていた。その条件としては、資本金75億バーツ以上、経営陣等の能力などが示された。1996年1月に6企業グループから申請があった(BOT [1997: 43-44])。

表3 金融セクター・マスタープラン（2004年）の概要

| ビジョン | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市部と農村部との間でサービスの水準や品質が本質的に異なる潜在的な利用者すべてのための包括的な金融サービス。 2. 金融機関、債務証券、株式市場等の金融の利用可能な資源構成が均衡のとれた効率的、安定的かつ競争力ある金融セクター。 3. 消費者のための公正と保護。 | |
| 金融セクター発展のための措置 | |
| I. 金融サービスへの一般的アクセスを拡大するための措置 | |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 低所得世帯に対する金融サービスのギャップを狭めるため、草の根金融サービスの奨励 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務省の草の根金融奨励委員会の設置、マイクロファイナンス諸機関への研修等 ・ 資産・負債の管理や貸出などの面でのキャパシティ・ビルディング 2. 農村地域の個人やコミュニティや協同組合への金融サービスを提供する農業・農業協同組合銀行（BAAC）を農村開発銀行へ改組（法案準備中）。 3. 既存の金融機関が低所得世帯向け金融サービス水準を高めることを奨励 | |
| II. 金融セクターの効率性の増進のための措置 | |
| 1. 顧客の需要をより満たす金融機関の構造や役割の整備 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一の顧客集団に対して本質的に同じ種類のサービスを異なる種類の金融機関が重複して提供していることから生ずる機能の重複を少なくし、効率性を向上。 | |
| (1) タイ金融機関の再編 | |
| <p>預金取扱機関は、商業銀行とリテール銀行の2種類のライセンス。</p> <p>商業銀行：「支店を認められる商業銀行」と「支店のない銀行」。支店を認められる銀行は、最低資本要件 50 億バーツ（tier-1）。支店の開設につき制限なし。</p> <p>リテール銀行：最低資本金 2 億 5 千万バーツ。リテールの顧客や SME に金融サービスを提供。顧客ごとの与信限度や他の制限。商業銀行とほぼ同じ取引を行うことができるが、外国為替やデリバティブ商品は認められない。支店開設可。</p> <p>初期段階（1-3年）：すべての金融機関に同一の競争の場の創出のため、既存の金融会社またはクレディ・フォンシェ会社の商業銀行ライセンス申請可（量的・質的要件：経営能力、資産の質、資本/リスク資産比率、減損比率等）。支店を認められる商業銀行のライセンス申請は、他の金融会社またはクレディ・フォンシェ会社との合併計画を含むことが必要。</p> <p>次の段階（3年経過後または経済状況） 支店のない商業銀行やリテール銀行は支店の認められる商業銀行への格上げを申請可。新たな投資家に商業銀行営業許可を申請する機会を設けることによる金融セクターにおける競争および効率性の増進。</p> | |
| (2) 外国所有金融機関の再編 | |
| <p>外国銀行の子会社と外国銀行のフルブランチの二つの外国銀行ライセンス。</p> <p>外国銀行子会社：商業銀行と同一の業務範囲。一定数の支店開設可。子会社設置基準検討委員会を財務省に設置。</p> <p>外国銀行支店：商業銀行と同一の業務範囲。支店開設は不可。</p> <p>初期段階：既存の外国所有銀行の再編に重点。単独の BIBF はフルブランチまたは子会社への格上げを奨励。Out-In 取引への優遇税制廃止。銀行子会社への格上げは、他の金融機関との合併または買収において、存続会社となることが必要。フルブランチとなってもその後子会社となる場合も、十分な資本とタイの金融機関との合併計画がなければならない。既存のフルブランチは子会社への格上げの申請可。</p> | |

次の段階：金融セクターの競争・効率性増進のため、新たな外国投資家への商業銀行ライセンスが発給可。

One presence policy：事業規模による区別を廃止。同一グループ内で異なる種類の金融機関をもつことが不要。規模の経済と重複の排除のため、各金融コングロマリットに預金取扱機関は一種類のみ。

リテール顧客およびSMEへの貸出インセンティブ：資本健全性基準につき、リテール・ローン・ポートフォリオに伴うリスクと適合した低いリスク・ウェイトで評価。

2.規制の合理化

金融セクターの基礎的インフラの改善：監督機関間協力の促進、信用調査所（Credit Bureau）のデータ問題の解決、担保権行使・倒産法見直し。

金融機関の合併迅速化のため、税制上の規制緩和

金融セクターの効率性を阻害する諸規制の除去

- ・人口密集地域への支店開設の代償として農村への支店開設を義務づけるルールの除去
- ・当該郡の最後の支店を閉鎖することのできる条件の緩和。
- ・地方銀行支店に対して、総預金の60%以上をその営業地域内への貸出義務の緩和の検討。
- ・BOTが入国管理局に承認を与える商業銀行のための海外駐在スタッフ数の制限の緩和。
- ・外国銀行支店に対して、当該国で獲得した総預金及び借入の70%以上をタイにおいて貸出義務、および残高維持義務の規制の削減。
- ・新たな金融商品／取引許可手続の改訂・迅速化。商品グループごとの許可。

金融機関の強化

- ・リスク管理能力開発の推進、良き統治の奨励、親会社たる銀行または持株会社形態による金融業のフレキシビリティの増進、代替的なビジネスモデルの奨励。

市場機構の増進

- ・問題ある金融機関に迅速かつ適時に介入することを確保する明確な退出手続
- ・金融機関と協力した資本市場育成の継続

3.消費者保護措置

- ・顧客からの苦情処理のための明確な手続の確立と維持。
- ・消費者に理解しやすく、比較しやすい方法での金融サービスの情報開示の推奨。
- ・国際基準に適合した財務状況および業績に関する情報開示の確保。
- ・現行の全額保証に代わる預金保険制の適当な時期の導入

マスタープランの実施

商業銀行ライセンス発給に関する布告。金融コングロマリットにOne Presence Policy 遵守計画の提出義務づけ。金融機関の企業統治ガイドライン。低所得世帯向け金融サービス改善のためのセミナー開催等。

マスタープランの影響

一般人民への影響

- ・より品質の良い金融サービスの享受。
- ・消費者の権利保護と公正な待遇を確保するためのメカニズム。苦情申立処理の改善、
- ・金融サービスの条件や金融機関の財務健全性についての透明性の拡大

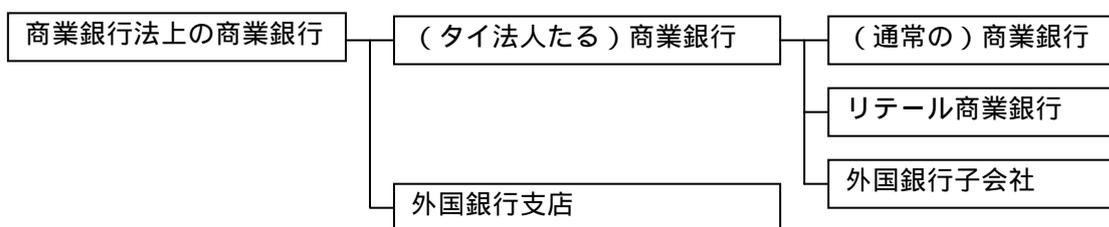
金融機関への影響

- ・事業範囲の制約の緩和と他の金融機関と同一の条件で競争（広範な事業を行える商業銀行への格上げ。外国金融機関の子会社による追加的な支店）。市場メカニズムの効率化。
- ・規則合理化による個々の金融機関自体の強化。効率の営業。顧客ニーズへの対応。
- ・システム全体の安定性を害することなく、弱いプレイヤーの退出可能。
- ・金融機関の効率性と競争力を継続的に改善。

（出所）筆者作成。

金融セクター・マスタープランの策定は、2000年頃に金融会社からその事業範囲の拡大を求める要請があったことに始まる。BOTは従来のようにこうした要請にケース・バイ・ケースで対応するのではなく、明確な政策を確立する必要があると考え、調査と計画策定作業が開始された¹¹。当初は、金融セクターすべてを対象とするマスタープランを作成する予定であったが、2001年に就任したプリディーヤートン総裁（M.R. Pridiyathorn Devakula: 在任2001年5月～2006年10月）の指示で、BOTが監督する金融機関に限定することとなり、後述するように資本市場や保険業についてはそれぞれの監督機関によってプラン作りが進められた。また、タイ経済がもつ二重構造（農村と発展した産業セクター）を是正することにも焦点をあてることが指示された（BOT [2006a: 3-4]）。2002年2月にBOTは、SEC、商務省保険局等の代表と専門家で構成する委員会を設置し、マスタープラン作りを開始した。カナダやオーストラリアなど他国における改革も参照された。2004年1月に閣議決定されたマスタープランでは、三つのビジョンが定められた。すなわち、すべての潜在的な利用者のため包括的な金融サービスを提供し、都市部と農村部との間でサービスの水準や品質の本質的な差異がないこと。金融機関、債券、株式市場等の利用可能な金融資源の構成のバランスがとれた効率的、安定的かつ競争力ある金融セクター。消費者のための公正と保護、である（概要は表3参照）。マスタープランの内容は多岐にわたるが、ここで関連するのは、後述の金融会社等の多様な業態が併存する状態を改め、業務範囲を拡大した商業銀行への一本化を促すことなどによって、同一の競争条件を作り出すことが強く打ち出された点である。マスタープラン以降、商業銀行は図1のように整理された。

図1 マスタープラン以降の商業銀行の種類



(出所)筆者作成)

¹¹ マスタープランの策定および実施プロセスについては、BOT [2006a]を参照。

第一に、商業銀行の一つとして、新たにリテール銀行というカテゴリーが設けられた。リテール銀行は、個人または中小企業を対象とし、外国為替業務やデリバティブ取引は自己のリスク管理のためのものを除いて禁止される。与信限度については通常の商業銀行よりも低く定められている。通常の商業銀行の最低資本金が50億バーツとされるのに対して、リテール銀行は2億5千万バーツとされた。リテール銀行は、後述する金融会社、クレディ・フォンシエ会社を商業銀行に格上げする際の受け皿となっている。

第二に、外国銀行については、フルブランチ資格が認められる外国銀行支店（支店開設は認められない）と支店の開設が認められる子会社たる商業銀行の二つの種類に整理された。外国銀行子会社たる商業銀行とは、外国銀行が95%以上の株式を保有する商業銀行とされる。外国銀行支店またはIBF業務を行う外国銀行のみに申請が認められる。IBF事務所の場合、少なくとも一つの金融機関との合併または資産・負債の全部もしくは大半を移転することを条件とする。

第三に、異なる業態が併存する状態をあらため、商業銀行の業務範囲を拡大する一方で、金融会社、クレディ・フォンシエ会社の業態を廃止し、商業銀行へと一本化する方針を打ち出している。さらに、同一グループ内で、異なる業態の預金取扱い機関が併存することを改め、グループ内において預金取扱機関を一つにすることが求められた（One Presence Policy）（たとえば、オフショア業務と商業銀行を同時に持つことはできない）¹²。グループ内で商業銀行と金融会社を持つことはできなくなり、グループ内の統廃合が進んだ。また、オフショア業務についても、One Presence Policyの対象とされたことから、オフショア取引の免許の返上が行われ、現在、オフショア業務のみを行う金融機関はない。

金融セクター・マスタープランの第一段階では、既存の金融機関の統合や効率化を行うことし、商業銀行の設立申請は、既存の金融会社、クレディ・フォンシエ会社によるものか、またはすでに支店を有するか、オフショア業務を行っている外国銀行によるものしか認めていない。

金融機関は、2004年7月末までに申請を行うことが求められた。商業銀行への格上げや単一化政策の実施のための申請が行われた¹³。タイ法人である商業銀行は2007年3月において18行、外国銀行支店は17行となっている（前出表2および表4参照）。2005年から

¹² タイにおいてもいくつかの事業グループ（財閥）が成立している。上位の商業銀行では他の金融機関や事業会社などを傘下におく、金融コングロマリットの形成がみられた。ただし、経済危機後、上位銀行においてもその経営をコアの事業に集中する傾向が強まり、金融コングロマリットは従来よりも後退した（末廣 [2002: 161-162]）。

¹³ 商業銀行4、リテール銀行7、フルブランチ2、外銀子会社1、One Presence Policyにもとづく申請26の計40申請があった。商業銀行設立申請のうち10件は承認されたが、3件は却下された。One Presence Policyにもとづく申請はすべて認められた（BOT [2006a: 26]）。

2007年にかけては新たに開業した銀行の大半は、金融会社が格上げしたリテール銀行である。Land and Houses Retail Bank、ACL Bank、GE Money Retail Bank、The Thai Credit Retail Bank、AIG Retail Bankの4行が免許を取得した。なお、GE Moneyは2007年3月に商業銀行業免許を返上した。外銀支店から昇格したものとして、International Commercial Bank of Chinaがある。UOB、Standard Charteredは取得した地場銀行を完全子会社化したもの。

表4 タイの商業銀行(2007年3月)

商業銀行(タイ法人)

1. Bangkok Bank (1944)
2. Krung Thai Bank (1966)
3. Bank of Ayudhya (1945)
4. Kasikornbank (1945/ 2003 社名変更/旧 Thai Farmers Bank)
5. TMB Bank (1957/ 2005 社名変更/旧 The Thai Military Bank)
6. Bankthai (1998)
7. The Siam Commercial Bank (1906)
8. Siam City Bank (1941)
9. Standard Chartered Bank (Thai) (2005 社名変更/旧 Standard Chartered Nakornthon Bank)
10. United Overseas Bank (Thai) (2005 社名変更/ 旧 Bank of Asia)
11. Thanachart Bank (2002)
12. TISCO Bank (2005)
13. Mega International Commercial Bank (2005.8.8.外銀支店から昇格/ 2006.8.21.社名変更/旧 The International Commercial Bank of China)
14. Kiatnakin Bank (2005.10.3.)
15. Land and Houses Retail Bank (2005.12.9.)
16. ACL Bank (2005.12.23.)
17. The Thai Credit Retail Bank (2006.1.18.)
18. AIG Retail Bank (2007.3.7.)
- GE Money Retail Bank (2006.1.6./ 2007.1.26.商銀免許返上)

外国銀行支店

1. ABN-AMRO Bank N.V.
2. JP Morgan Chase Bank, N.A.
3. Oversea-Chinese Banking Corp., LTD.
4. The Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ, LTD.
5. CITIBANK, N.A.
6. RHB Bank Berhad
7. Bank of America, National Association
8. Calyon Corporate and Investment Bank
9. The Hong Kong and Shanghai Banking Corp., LTD.
10. Deutsche Bank AG.
11. Mizuho Corporate Bank, LTD.
12. BNP Paribas
13. Sumitomo Mitsui Banking Corporation
14. Bank of China Limited
15. The Bank of Nova Scotia
16. Societe General
17. Indian Overseas Bank

(出所) BOT 資料、Bangkok Bank [2006]より筆者作成。

表5 商業銀行の預金額等

| 銀行 | 預金額 (100万B) | (%) | 貸出額 (100万B) | (%) | 支店 | 準支店 | 従業員 |
|--|------------------|----------------|------------------|----------------|-----------|-----|-------|
| タイ法人 | | | | | | | |
| 1. Bangkok Bank | 1,156,530 | (18.92) | 832,421 | (16.20) | 484 | 201 | 18904 |
| 2. Krung Thai Bank | 983,213 | (16.08) | 853,606 | (16.61) | 571 | 72 | 14035 |
| 3. Kasikornbank | 689,652 | (11.28) | 592,014 | (11.52) | 423 | 76 | 10303 |
| 4. The Siam Commercial Bank | 622,431 | (10.18) | 554,303 | (10.79) | 420 | 272 | 13321 |
| 5. Bank of Ayudhya | 553,532 | (9.05) | 423,862 | (8.25) | 348 | 142 | 8357 |
| 6. TMB Bank | 517,215 | (8.46) | 521,119 | (10.14) | 353 | 73 | 8221 |
| 7. Siam City Bank | 382,165 | (6.25) | 287,797 | (5.60) | 304 | 82 | 6650 |
| 8. Bankthai | 194,573 | (3.18) | 114,843 | (2.23) | 77 | 35 | 2480 |
| 9. United Overseas Bank (Thai) | 152,603 | (2.50) | 148,130 | (2.88) | 113 | 41 | 3655 |
| 10. Thanachart Bank | 149,015 | (2.44) | 82,044 | (1.60) | 38 | 29 | 2644 |
| 11. Standard Chartered Bank (Thai) | 87,700 | (1.43) | 84,473 | (1.64) | 33 | 8 | 2194 |
| 12. Kiatnakin Bank | 41,581 | (0.68) | 41,705 | (0.81) | 17 | 0 | 1054 |
| 13. TISCO Bank | 34,611 | (0.57) | 54,630 | (1.06) | 15 | 0 | 1393 |
| 14. ACL Bank | 21,514 | (0.35) | 18,987 | (0.37) | 1 | 0 | 363 |
| 15. Land and Houses Retail Bank | 6,322 | (0.10) | 6,212 | (0.12) | - | - | 200 |
| 16. Mega International Commercial Bank | 4,875 | (0.08) | 7,618 | (0.15) | - | - | 95 |
| 小計 | 5,597,532 | (91.55) | 4,623,764 | (89.97) | | | |
| 外国銀行支店 | | | | | | | |
| 1. The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. | 122,819 | (2.01) | 99,748 | (1.94) | 1 | - | 342 |
| 2. Citibank, N.A. | 94,613 | (1.55) | 84,895 | (1.65) | 1 | - | 1646 |
| 3. Sumitomo Mitsui Banking Corporation | 93,135 | (1.52) | 102,694 | (2.00) | 1 | - | 281 |
| 4. Mizuho Corporate Bank, Ltd. | 79,152 | (1.29) | 92,535 | (1.80) | 1 | - | 243 |
| 5. The Hongkong and Shanghai Banking Corp., Ltd. | 39,735 | (0.65) | 50,293 | (0.98) | 1 | - | 827 |
| 6. Deutsche Bank Ag. | 26,155 | (0.43) | 14,756 | (0.29) | 1 | - | 127 |
| 7. ABN AMRO Bank N.V. | 23,520 | (0.38) | 9,360 | (0.18) | 1 | - | 83 |
| 8. Bank of America, N.A. | 8,737 | (0.14) | 2,401 | (0.05) | 1 | - | 49 |
| 9. Calyon Corporate and Investment Bank | 7,659 | (0.13) | 14,451 | (0.28) | 1 | - | 104 |
| 10. The Bank of Nova Scotia | 6,894 | (0.11) | 2,193 | (0.04) | 1 | - | 32 |
| 11. UFJ Bank | 4,591 | (0.08) | 23,869 | (0.46) | 1 | - | 86 |
| 12. JP Morgan Chase Bank, N.A. | 3,053 | (0.05) | 2,770 | (0.05) | 1 | - | 46 |
| 13. Bank of China Limited | 1,952 | (0.03) | 897 | (0.02) | 1 | - | 51 |
| 14. BNP Paribas | 1,403 | (0.02) | 2,959 | (0.06) | 1 | - | 55 |
| 15. Oversea-Chinese Banking Corp., Ltd. | 1,077 | (0.02) | 7,324 | (0.14) | 1 | - | 31 |
| 16. Societe General | 1,062 | (0.02) | 1,801 | (0.04) | 1 | - | 7 |
| 17. Rhb Bank Berhad | 1,024 | (0.02) | 2,328 | (0.05) | 1 | - | 36 |
| 18. Indian Overseas Bank | - | - | - | - | 1 | - | |
| 19. Bharat Overseas Bank | | | | | | | 42 |
| 小計 | 516,581 | 8.45 | 515,274 | (10.03) | 18 | | |

(注) 2005年12月末。2006年以降に合併等による組織変更・廃業があった銀行を含む。

(出所) Bangkok Bank [2006]より筆者作成。

表 6 上場商業銀行の主要株主

| 名称 | Free Float (%) | 上位 3 株主 (%) |
|--------------------------------|----------------|---|
| Bangkok Bank | 94.98 | SET (15.56)、 NVDR (4.99)、 HSBC (Singapore) Nominees PTE Ltd (4.14) |
| Krung Thai Bank | 42.08 | FIDF (56.41)、 State Street Bank and Trust Company (2.10)、 NVDR (2.07) |
| Bank of Ayudhya | 95.48 | NVDR (15.68)、 Thumahachok Ltd.(4.87)、 GLS Ltd. (4.68) |
| Kasikornbank | 98.72 | SET (16.34)、 NVDR (4.99)、 State Street Bank and Trust Company (4.02) |
| TMB Bank | 55.20 | MOF (20.88)、 DBS Bank A/C 003 (18.48)、 NVDR (4.93) |
| Bankthai | 27.98 | FIDF (48.98)、 TSD (6.18) |
| Siam Commercial Bank | 80.80 | Chase Nominees Limited 42(6.09)、 王室財産局(5.30)、 Merrill Lynch International - London (5.30) |
| Siam City Bank | 54.40 | FIDF (47.58)、 SET (10.50)、 NVDR (4.99) |
| Standard Chartered Bank (Thai) | 0.17 | Standard Chartered Bank (99.83) |
| Thanachart Bank | 0.64 | Thanachart Finance Company PCL (99.36) |
| TISCO Bank | 94.39 | SET (26.82)、 NVDR (6.68)、 NORBAX INC.,18 (5.61) |
| Kiatnakin Bank | 73.57 | Ms. Phanida Thepkanchana (8.15)、 SET (5.67)、 State Street Bank and Trust Company (5.00) |
| ACL Bank | 56.29 | Goldman Sachs Co.(10.76)、 Somers (UK) Ltd (9.16)、 Kendall Court Value PTE Ltd (8.83) |

(注) 2006年3月31日現在。

FIDF Financial Institute Development Fund

TSD: Thailand Securities Depository

NVDR: Non-Voting Depository Receipts

(出所) SET 資料より筆者作成。

表 6 は、2007 年 3 月 12 日現在、SET に上場している商業銀行 13 行について、その主要大株主を示したものである。この表からも分かるように、いくつかの商業銀行については、FIDF や財務省が保有する比率が高い。一つは、経済危機後、経営危機に陥った商業銀行に対して、政府が公的資金の注入を行い、それが株式化されたものである。これらの銀行については、外資等への売却や政府株式の放出が進められる見込みである。もう一つは、金融機関の破綻処理において破綻金融機関の受け皿として重要な役割を果たしてきたもので、クルンタイ銀行 (Krungthai Bank: KTB) がその代表である¹⁴。

¹⁴ KTB は、1966 年に政府が大株主であった農業銀行株式会社とモントン銀行株式会社が合併してできた銀行である。銀行のシンボルに大蔵省のシンボルである鳳凰を用いることが許された点に大蔵省との密接な関係が示されている。1987 年には破綻したサイアム銀行の資産債務を受け入れた。1989 年には SET に上場した。これは国有企業で最初である。1994 年には公開株式会社に組織変更した。

(2) 金融会社

金融会社 (finance company) は、1960 年代後半から設立されるようになった。1962 年に制定された商業銀行法により商業銀行について規制が強化されたのに対して、金融会社に対する規制は緩かったことが、金融会社が成長した一つの理由となった (田坂 [1996])。当初は、銀行と同様に 1928 年の「公衆の安全又は福祉に影響する取引業務管理法」にもとづく規制が行われたが、1979 年に「金融業、証券業及びクレディ・フォンシエ業法」が制定され、金融会社の規制はこの法律にもとづいて行われることとなった。この法律は、1985 年および 1992 年に改正されている。1992 年改正は、証券会社の規制を 1992 年の証券及び証券取引所法に基づいて規制することに伴う改正のほか、金融会社も譲渡性預金証書等の形で預金取扱が認められるようになったほか、BIS 規制の適用が行われた¹⁵。

1997 年の経済危機において、金融会社は、その影響をもっとも強く受け、中銀によって破綻した金融会社の業務停止、清算が行われた。この結果、その数は危機前の 5 分の 1 に激減した。マスタープランのもとで、金融会社等の業態は廃止し、商業銀行への格上げを促す方針が打ち出された。この改革によって、金融会社等の数はここ数年でさらに減少している。2007 年 3 月 20 日現在において、金融会社 5 社、クレディ・フォンシエ会社 3 社を残すのみである。既存の金融会社等はなお営業が続けることが可能であるが、BOT は、商業銀行の業務範囲が拡大され、競争するため、厳しい競争にさらされるとみている。

(3) ノン・バンクその他の機関

ノンバンクによるクレジット・カード事業、個人信用業について、財務省および BOT によって規制の対象とされた¹⁶。BOT 資料によれば、金融機関以外でクレジット・カード業を営む会社は 12 社ある (2007 年 3 月)。また、BOT の監督化にある個人信用業を営む会社は 27 社ある。ほかにノンバンクとして郵便局がある¹⁷。

¹⁵ 経済危機前から金融会社の経営統合を促し、経営の健全化を促すため、通常の金融会社よりも広い範囲の業務が認められる「超金融会社 (super-finance company)」が導入された (認可基準は、純資産最低 40 億パーツ、資本 4 億パーツ (Tier 1))。Asia Credit PCL (現在の ACL Bank) 1 社のみが存在した (BOT [2001: 4-5])。1998 年 12 月 28 日付財務省令により、金融会社の商業銀行への格上げを目的とする「制限のある商業銀行」が導入された。それは、5 社以上の金融会社等の合併、買収、資産譲渡によって新設され、少なくとも 5 年間の業務制限があり、引当金を除く資本が 100 億パーツ、リスク資産の対資本比率 15% が基準とされた (BOT [2001: 24-25])。

¹⁶ ノンバンクによるクレジット・カード業や個人信用業の規制は、上述の「1928 年の公衆の安全又は福祉に影響する取引業務管理法」を全面改正した、「1972 年 1 月 16 日付革命団布告第 58 号」にもとづく。なお、革命団布告とは、軍事クーデタが成功した後の無憲法期にクーデタグループによって制定されるもので、憲法制定後も法律としての効力を有する。

¹⁷ 郵便局は、民営化政策の一環として、2003 年 7 月 8 日にタイ・ポスト株式会社に改組され、財務省が 100% 保有する国有企業となった (主管は情報通信技術省)。2005 年末における店

(4) 証券業

タイにおける資本市場の整備は、1970年代に開始された¹⁸。「1974年証券取引所法」にもとづきタイ証券取引所（Stock Exchange of Thailand: SET）が設立されたほか、民商法典上の株式会社とは別に「1978年公開株式会社法」が制定された。社債の公募や株式上場は公開株式会社に限定された。しかし、証券市場が拡大するのは1980年代後半からの経済ブーム以降のことである¹⁹。1992年には資本市場改革として、上記の法律を全面改正する「1992年証券及び証券取引所法」、「1992年公開株式会社法」が制定され、監督機関として証券取引委員会（Securities and Exchange Commission: SEC）が新設された²⁰。

証券会社の根拠法は、「1979年金融業、証券業及びクレディ・フォンシエ業法」から、1992年証券及び証券取引所法へと変更され、監督機関もBOTからSECへと変更された。証券業のライセンスは、SECの勧告にもとづき財務省によって付与される。証券業のライセンスを受けるためには、株式会社または公開株式会社であること、他の法律によって設立された金融機関ではないこと、99%を超えて他の証券会社との株式持合いがないこと、過去3年間の業務実績等が要件とされる。

2006年末におけるSECに登録している証券会社は41社、投資基金管理証券会社18社、投資合同資金管理証券会社2社となっている。2007年3月12日現在、SETには金融・証券会社36社が上場している。

資本市場については、第一次資本市場マスタープラン(2002-2005)の実施期間が終わり、それに続く第二次資本市場マスタープラン(2006-2010)が策定されている。

(5) 保険業

保険業に関する法律として、民商法典に保険に関する規定があるほか、1992年生命保険法、1992年損害保険法、1992年自動車被害者保護法がある。将来、これらを一つの法律に統合しようとする構想がある。保生命保険会社25社、損害保険会社は74社であった。2007

舗数は1146である。公共料金、クレジット・カード、生命保険料、ローン、その他請求書の支払いなどの決済、送金などの金融サービスを提供している。

¹⁸ 資本市場の発展については、SEC [2002]; 大泉 [2002]、今泉[2003]を参照。

¹⁹ 証券市場の活性化のため、1984年の証券市場法改正で民商法典上の会社も公募・上場が認められた。1992年の全面改正で公募・上場は公開株式会社のみ限定された(大泉[2002])。

²⁰ SECの監督を受ける資本市場としては、SETのほか、1999年に開業した中小企業向け市場であるMAI (Market for Alternative Investment)、デリバティブ取引市場として2004年開業のThailand Future Exchange (TFEX)、債券市場として2003年創設のBond Electronic Exchange (BEX)がある。また、債券取引を行っていた債券取引センターはその債券取引所業務をSE一本化のため2005年にSETに売却し、自主規制機関たる債券市場協会(Thai Bond Market Association)へと改組された。

年3月12日現在、SETには保険会社18社が上場している。

保険については、2006年に、「保険セクター・マスタープラン（Insurance Sector Master Plan）」（2006-2011年）²¹が公表されている。

（6）金融業法案

金融業法案は、「商業銀行法」と「金融業、証券業及びクレディ・フォンシエ業法」を統合するものである。金融コングロマリットの承認、連結監督（consolidated supervision）、関連者貸付の制限の厳格化、ガバナンスの改善、リスク管理のための資本要件の柔軟化、早期是正措置、消費者保護の拡大など盛り込む。2002年に国会に提出されたが上院による修正をめぐって合意にいたらず成立しなかった（BOT [2002: 94-95]）²²。

2．金融監督機関

金融監督機関は、商業銀行等については財務省とBOT、証券取引所や証券会社等について証券取引委員会、保険会社等について商務省保険局の三つに分かれている。

第一に、BOTは、1942年タイ銀行法（BOT法）にもとづき設立された。BOT法は、1944年、1962年、1985年、1997年に改正されている²³。1985年改正は、経営危機に陥った金融機関の処理のため、BOTが管理する別法人として金融機関開発基金（Financial Institutions Development Fund: FIDF）を創設した（3章の2）。FIDFは、1997年のアジア経済危機後の金融機関の救済において大きな役割を果たした。

第二に、SECとその事務局（Office of the SEC: OSEC）は、証券市場改革の一環として1992年証券及び証券取引所法にもとづき設置されたものである²⁴。委員会には、インサイダー取引や市場操縦などの違法行為の摘発や、投資家保護のための仲裁制度がある。

第三に、保険局（Department of Insurance, Ministry of Commerce: DOI）は、1929年に商務通信省商業登記局内に設置された保険会社管理課の設置に始まる。その後の組織改編を経

²¹ タイ語は、「保険業発展マスタープラン」。英訳は商務省保険局ウェブサイトで提供されている。http://www.doi.go.th/about-me/Master-Plan/document/MSPlan_Sum_E.pdf

²² 当初の法案には利ざや（スプレッド）を5%に規制する条項があったが、金融機関からの批判が強く、この条項は次の法案には盛り込まれない見込みである。

²³ BOT法の銀行業の監督権限に関する規定として、すべての銀行に対して、預金、債務、貸付等についてBOT総裁に対する報告義務を課す規定がある（33条・34条）。

²⁴ SECは、財務大臣を委員長とし、BOT総裁、財務省次官、商務省次官、ならびに内閣が任命する4人以上6人以下の有識者委員（任期6年）によって構成される。有識者委員は、法学、会計、金融の専門家を少なくともそれぞれ1人を含まなければならない。SEC事務局の長である事務総裁（Secretary-General）が委員かつ事務局長となる（8条）。

て、1979年に局相当の保険事務所となり、現在の名称となったのは1990年のことである。

金融監督に係る機関を統合する構想にBOTなどは消極的であるが、金融監督機関の独立性の強化やその連携を強めることの必要性が認められている。

「保険監督委員会設置法案」では、保険会社の監督について、SECと同様の独立性を有する保険委員会を設置し、現在の商務省保険局はその事務局に改組することが提案されている。また、BOT法改正案では、財務省からBOTへの権限委譲が進められ、財務省の権限はライセンス付与だけになる。この草案については、BOTの権限が強すぎるとの反対論もある。

連結監督やBasel IIの導入などに対処し、より緊密な調整と情報交換のため、2005年10月には3機関の間で情報交換に関する了解覚書(MOU)が締結された。定期的な協議の場として、金融機関政策委員会(Financial Institutions Policy Committee)がおかれている。また、BOTは、2006年5月25日にシンガポール通貨庁(MAS)との間で「実効的な越境銀行監督のための情報交換」に関するMOUを締結した。BOTは、タイ国内で一定程度の海外業務を行う銀行の本国との間に同様のMOUを締結する方針である(BOT [2006b: 33-34])。

第2節 金融セクターと競争法制

1. 競争法制の概要

1999年に取引競争法(Trade Competition Act)が制定され、それに基づき取引競争委員会が設置された。これ以前においても「1979年価格設定及び独占防止法」が存在したが、この法律は、もともと価格統制に主眼があり、独占禁止に関する規定は価格統制の適用を前提としていたため、見るべき成果をあげなかった。実際に独占防止に関する条項が適用されたのは、製氷業者に関する一件のみにすぎなかった。取引競争法は、経済危機後の制度改革の時期に成立したが、その準備作業は1992年頃から開始されており、国際機関などの影響が少なかったと考えられる(栗田 [2007])。

取引競争法にもとづき、取引競争委員会(Trade Competition Commission)(以下、委員会と略す)が設置されている。商務省国内取引局(Department of Internal Trade: DIT)が同委員会の事務局となっている。また、不服申立委員会や調査委員会も設置される。なお、価格管理については同時に制定された1999年商品サービス価格決定法に引き継がれた。この法律もDITが所管している。

委員会は、職務上の委員と有識者委員の二つのグループによって構成される。職務上の委員は、商務大臣（委員長）、商務次官（副委員長）、財務次官、および国内取引局長（事務局長）の職務上の委員4人である。有識者委員は、法律学、経済学、事業経営、行政の知識および経験を有する者のなかから内閣が任命する8人以上12人以下の者で構成される。有識者委員の半数以上は民間から選ばれるべきことが定められている。有識者委員の任期は2年である。委員はすべて非常勤である。

1999年から現在までに委員会の任命は4回行われ、毎回委員16人の委員が常に任命されてきた。1999年の商務省令によって定められた委員選出手続は、タイの主要な企業団体であるタイ工業連盟（Federation of Thai Industries: FTI）とタイ商業会議所（Thai Chamber of Commerce: TCC）、さらに商務省と財務省に委員の推薦を行わせる。FTI、TCCから毎回それぞれ3人が委員に選出されており、いずれも各団体の役員などをつとめる人物である。2006年8月に任命された現在の委員16人は、職務上の委員4人のほか、FTI3人、TCC3人、学者3人、財務省3人となっている。

このような委員会の構成や事務局体制は、制度設計上の欠陥であるとして、多くの論者によって批判されてきた（Anan [2000]、Deunden [2006] Sakda [2002] [2006]）。指摘された問題点としては、(1)委員の数が多く、競争法の知識を有しない者が含まれること、(2)民間からの代表が多すぎること、(3)報酬が少ないこと、(4)事務局のリソースは少なく、競争法についての知識・経験が不十分であること、(5)大企業によるロビーイングや政治的な影響を受けやすいこと、などが指摘されてきた。

実際に委員会の活動もあまり活発に行われていない。ある研究は、委員会がその発足から6年間に9回しか会合せず、そのうち4回は最初の年に行われたものであることを指摘している（Deunden [2006]）。

実体的規定としては、市場支配的地位の濫用（25条）、合併その他企業結合の規制（26条）、水平的・垂直的制限（27条）、国際合意の制限（28条）、不公正取引慣行（29条）、市場集中（30条）がある。Sakda [2002]は、実体的規定についての問題点として、起草者は、タイの経済構造が韓国と同じような財閥の問題を抱えているという誤った前提から、市場支配的地位の濫用に関する25条に偏重していると指摘する。タイには確かに財閥は存在するが、タイ企業の多くは中小企業であることを考えれば、その不公正取引行為の規定を整備すべきであった。29条の規定は抽象的で、それについて委員会がガイドラインを制定することができるのかも明確にされていない、と指摘する。

さらに、25条の適用の前提として、支配的地位の基準が定められることが必要とされる。委員会が、内閣の承認を得て市場支配的地位の基準となる市場シェアと売上高を定めると

される（3条、8条）。売上高が独立の基準として定められているのは、中小企業に適用しないことが理由である（Anan [2000]）。この市場支配的地位の基準が長らく設定できなかったことが委員会の活動に対する大きな制約となった。2005年末で委員会に対する申立54件のなかで、委員会決定が出されたものは3件ある²⁵。そのうち、ケーブルテレビ、ビール販売に関する事件については調査の結果、25条違反があると判断されたが、市場支配的地位の基準がまだ定められていなかったため、委員会は法的措置をとれなかった。

市場支配的地位の基準として、委員会が2000年に示した案は、市場シェア33.33%、売上高10億バーツ以上とするものであったが、これに対してビジネス・セクターは市場シェア50%超を提案していた。結局、2007年1月に公布に至った市場的地位に関する基準は、市場シェアについては50%超と売上高10億バーツを採用し、ビジネス・セクターの主張を取り入れたものとなった。

2. 金融セクターとの関係

取引競争法の定義規定は、その対象となる「事業」に「金融、保険」が含まれることを明確にしている。金融業とは「商業銀行法にもとづく商業銀行業、金融業、証券業及びクレディ・フォンシ工業法にもとづく金融業及びクレディ・フォンシ工業、証券及び証券取引所法にもとづく証券業」と定義される（3条）。金融業を広く除外する規定は存在しないが、4条は政府・地方自治体、国有企業、農業協同組合、その他大臣が指定する事業を例外と定めている。国有商業銀行についてこの規定に該当する余地はあり得るだろう。実体規定においては、たとえば、市場支配的地位の濫用を禁止する規定に関係して、「与信行為」が含まれており、金融機関への適用が前提とされている。

現段階においては、金融機関が関わる事件はまだないようである。金融セクターには関係しないが、規制業種に対する競争法制の適用の事例として、ケーブルテレビに関する事件を見ておこう。この事件で問題となったのはケーブルテレビ会社が合併し、独占するようになった後で実質的な価格の引上げが行われた事例である。この合併は、二つの会社の経営悪化を理由に監督官庁であるMCOT（Mass Communication Organization of Thailand）によって承認されたものであった。委員会の調査委員会はこの事件について調査を行い、25条違反を認定したが、上述のように支配的地位の基準がまだない段階では委員会は法的措

²⁵ 各事件の概要は、UNCTAD [2005]参照。

置をとることができなくなった。そこで、委員会は、MCOT に対して適切な措置をとるように要請し、MCOT の措置によって事業者側が改善を行った。この事件は、委員会が規制業種についても広く調査権限を有するという立場をとっていることは少なくとも明らかであろう。

合併規則に関するルール作りが、現在、委員会では進められている。委員会は、金融業については、その性格の特殊性から、一般企業とは別に、金融業の合併に関する特別の規則を準備する方針である。

以上のように、取引競争法の金融セクターへの影響は潜在的には存在するが、競争法制自体の運用がまだ本格化しておらず、その具体的な影響を評価する段階にいたっていないと言わざるを得ない²⁶。

第 3 節 銀行に関する規制体系と競争

1. 参入規制の体系

(1) 総説

タイ法人たる商業銀行の設立および外銀支店の開設は、財務大臣の許可を必要とする(5 条・6 条)。商業銀行は公開株式会社法上の公開株式会社でなければならない(1979 年改正)²⁷。また、新たに出資比率規制と外資規制が設けられた。いかなる者も商業銀行の払込済み株式総数の 5% 超の株式を保有することが禁止された。しかし、問題銀行救済が必要になったことから、1985 年改正では、第一に、株主が行政機関、国有企業、FIDF、その他特別法にもとづき設立される法人である場合、第二に、当該商業銀行の経営状態または業務を改善する必要があり、BOT の助言にもとづき財務大臣が本条の適用を免除する場合(条件を付すことができる)が例外として設けられた(第 5 条の 2)。

上述のように、金融セクター・マスタープランの第一段階として、新たな銀行の設立は、

²⁶ 2006 年 10 月にはハイパーマーケットなどの大規模小売店と納入業者との関係についてのガイドラインである「小売事業者と生産者・供給事業者との間の取引慣行審査指針」に関する委員会規則が公布された。

²⁷ 公開株式会社法で、株主分散化義務が商業銀行法にも導入された。商業銀行法についてより高い基準が要求されている。すなわち、個人株主が 250 人以上、その合計が 50% 以上であり、個人株主が保有する株式がそれぞれ 0.5% を超えず、その合計が払込済み株式の 50% 以上となることが要件とされた(1979 年改正商業銀行法 5 条の 4)。同様の規定は、1979 年の金融業等に関する法律にも導入された。1992 年の改革でこの規制は廃止された。

既存の金融機関による次の二つの場合を除いて認められていない。第一に、金融会社やクレディ・フォンシエ会社からの格上げする場合であり、第二は、タイ国内に支店を有し、またはオフショア業務（IBF）免許を有する外国銀行が子会社として商業銀行を設立する場合である。マスタープランは、第二段階では新規参入を認める可能性を示唆するが、具体的方針はまだ明確にされていない。

（２）出店・店舗に関する規制

商業銀行の支店開設には大臣の許可が必要であり、大臣は許可にあたって条件を付すことができる（７条）。本店または支店の移転についても、BOT の許可が必要とされている（７条の３）。支店開設にあたっての条件は個別に課されてきたため、その詳細は明確ではないが、金融セクター・マスタープランが示す改革策はその一端を示していると言える。

人口の密集したサービスの良い地域に支店を開設したい商業銀行に、その代償として農村への支店開設を義務づけるルールの廃止。商業銀行が当該郡において最後の支店を閉鎖することが認められる条件の緩和。地方の銀行支店に対して、その総預金の 60% 以上をその営業地域内で貸出すべきことを要求する規制の緩和。BOT が入国管理局に承認を与える商業銀行のための海外駐在スタッフの数の制限を緩和。

（３）外資規制

商業銀行は、タイ国籍を有する者の株式保有が払込済株式総数の 4 分の 3 以上であること、およびタイ国籍を有する取締役の数が 4 分の 3 以上であることが必要とされる。この基準は 1992 年改正で定められた。その例外として、商業銀行のポジションおよび業務を改善する必要事由がある場合、大臣が BOT の助言にもとづき、何らかの条件を付してこの規定からの免除を与え、これとは異なる株式数または取締役数を認めることができる。この例外規定は、経済危機後の外資による救済・買収を認める必要から、1997 年改正によって導入されたものである

外国銀行支店についてはフルブランチ資格を認めている。支店設置、商品認可、支店以外の場所でのプロモーション活動について、外資は BOT の許可が求められている。タイ地場銀行はこれらを自由に行うことができ、これらの点について外資に制限的である。また、外銀は ATM の設置は支店のみでしか認められていない。支店開設は一つしか認められておらず、ATM は支店とみなされているからである。また、マスタープランは、外国銀行支店に対して、当該国で獲得した総預金及び借入の 70% 以上をタイにおいて貸出し、および残高維持しなければならないとする規制を削減することが表明されている。

支店の拡大は FTA 交渉などでも争点となっている。外銀のなかには複数の支店を要求しているものがある。ただし、支店の考え方が地場の銀行のように預金獲得を目的としないので、必ずしも多くの支店が必要とは考えていないようである。

外国銀行支店は、財務大臣が定める数、種類、手続および条件に従って、タイ国内に資産を保持しなければならない（6条）。

外資の参入規制に関する一般法として 1999 年外国人事業法がある。この法律は、外資の参入が禁止または制限される業種を列挙するネガティブ・リスト方式を採用した。金融業は同法の規制業種に含まれていない。一般の代理人・ブローカーは規制業種であるが、証券のブローカー等は適用除外とされている。規制を強化する改正案が審議中である。

2. 行為・業態規制の体系

（1）金利規制

現在、利息の制限は商業銀行については行われていない。預金利率の上限の撤廃は、国内貯蓄率を高めるため、1989 年 5 月から進められた。1992 年 6 月 1 日から貸出金利の上限規制も撤廃され、金利の自由化が完成した（末廣 [2000: 86] 田坂 [1996: 14]）。ただし、法律上、BOT は規制を行う権限を保持している²⁸。

貸出金利の上限について、民商法典第 654 条²⁹は、年 15% 以上の利子を禁止し、これを超える利率が契約に定められている場合、それを 15% に減じる、と定める。1980 年に制定された「金融機関貸出金利法」³⁰は、民商法典の適用を除外し、15% を超える最高税率を定める権限を財務大臣に与えた。市中金利が 15% を下回る現在ではこの法律による規制は行われていない。なお、銀行業以外では、クレジット・カード業について延滞利息に関する規制が消費者保護などの観点から設けられている（今泉 [2003]）。

（2）兼業規制・業務範囲規制

免許を受けた商業銀行を除き、商業銀行業に従事することはできない（8条）。競争条件の均一化という方向のなかで、近年、商業銀行の業務範囲の拡大が進められ、保険、株式引受などを除く一定の証券業務が商業銀行にも認められている（BOT [2006b: 50]）。

²⁸ 実務においては、貸出金利は BOT とタイ銀行協会との協議によって決められていた。

²⁹ 第 3 編「典型契約」第 2 章「使用貸借契約」（650-656 条）

³⁰ 同法は、7 カ条からなる短い法律であり、1981 年と 1992 年に改正された。1992 年改正では、より柔軟な運用を可能とするため、最高利率だけでなく、参照利率を定めることができるとされた（4 条）。

外銀支店はフルバンクの資格を認められたほか、外国銀行子会社は、商業銀行と同じ範囲の業務を行うことが可能。リテール銀行については、自己のリスクをヘッジする場合を除いて外国為替業務、デリバティブ取引を行うことができない。

持株会社についての法規整は存在しないが、BOT は、金融グループの承認・登録とそれに対する連結監督（consolidated supervision）を取りいれる方針を示している。そこでは、企業グループの形態としては、商業銀行など金融機関を親会社とする場合と、金融機関ではない純粋持株会社を親会社とする場合を想定している。

（３）貸出先等の規制（地域・産業）

支店開設を許可する際に大臣が条件を付することができる。地方の銀行支店に対して、その支店における総預金の60%以上をその営業地域内で貸出すべきことなどを要求する規制があったが、マスタープランではこれを緩和するとした。なお、リテール銀行は個人または中小企業に貸出先が限定される。貸出額につき、貸出先が個人の場合は資本（Tier 1）の0.05%（無担保）または1%（担保付）、中小企業の場合、同10%となっている。

（４）健全性基準

商業銀行法の1992年改正でBasel合意への対応が打ち出された。改正された商業銀行法10条は、内閣の承認を得てBOTが定める規則、手続および条件にしたがって、資産債務または負担に対する比率を定めるとされた。金融会社等についても、同様の法改正が1992年に行われた。

Basel IIについては、BOTはその実施を2008年末とし、そのうち先進的内部格付け（AIRB）については2009年頃を予定している。2005年には、Basel IIに関する4つの協議ペーパーが出され、民間からの意見をまとめている（BOT [2006b: 34-36]）。関連取引が多いと言われるタイの地場銀行にとって、Basel IIの導入はその経営体制の見直しのための負担が大きいと予想される。

（５）金融機関の結合

商業銀行同士、商業銀行と他の金融機関との合併には財務大臣の許可が必要である。マスタープランにもとづく金融機関の合併を促すため優遇税制が導入されている³¹。

³¹ 金融機関の合併に伴う税負担について、2006年に優遇税制が導入された。2006年4月18日勅令（2003年1月6日から2006年7月31日までに行われた合併について、法人税、所得税、特別事業税、印紙税を免除。株主についても合併から生じるキャピタル・ゲインについて個人所得税または法人税を免除。事業の移転に伴う付加価値税、特別事業税、印紙税も免除）。2006年3月28日付内務省布告（合併・資産譲渡に伴う土地・コンドミニウムの移転手数料の減免）（BOT [2006b: 28]）。

3. 国際基準への対応

タイは、WTO に加盟しており、金融セクターについては当然 GATS による規律を受ける。また、近年、タイが締結し、または交渉過程にある FTA / EPA においても、金融サービスに関する条項が含まれる。アメリカとの FTA 交渉においては金融セクターが重要な交渉分野となっている。アメリカ以外の国との交渉においては金融セクターの比重は概してそれほど大きくない。すでに発効したオーストラリアおよびニュージーランドとの FTA では、それぞれ金融については一定期間後の再交渉が予定されている。オーストラリアとの間では 2007 年中に交渉が開始される可能性がある。日本との間でも EPA の締結が予定されている（2007 年 4 月締結予定）。なお、世銀・IMF の金融セクター評価プログラム（FSAP）が 2006 年から 2007 年にかけて実施されている。

第 4 節 金融機関の破綻と不良債権処理

アジア経済危機は、1997 年 7 月からのタイ・バーツの急激な下落に始まり、金融機関や事業会社に大きな影響を与えた。タイ政府は、1999 年までに商業銀行 7 社、金融会社 69 社に対して介入措置をとった。1997 年 8 月 5 日に、政府は金融機関の預金者および債権者をすべて保護する全額保証 (blanket guarantee) を発表し、FIDF を通じて、破綻した Bangkok Bank of Commerce や他の四つの金融機関の預金、債務について払戻しを行った (BOT [2001: 11])。また、問題が最初に顕在化したのは金融会社であり、91 社のうち、1998 年 6 月 27 日に 16 社、さらに同年 8 月 5 日に 42 社が営業停止と経営再建計画の提出を命じられた。再建が認められた 2 社を除く 56 社が清算された (総資産 8600 億バーツ、当時の金融セクターの 10.68% に相当)。その資産の管理のために金融セクター再編庁 (Financial Sector Restructuring Authority: FRA) が設置され³²、さらに資産の受け皿として資産管理公社 (AMC) が設立され、2000 年末で 258 億バーツの資産を取得した。

³² 1997 年 10 月 24 日設立。1998 年 2 月から 1999 年 11 月まで中核的な資産の競売を行い、平均して簿価の 25-30% のリターン率であった (BOT [2001: 10])。

1 . FIDF

タイでは預金保険制度はまだ導入されておらず、問題金融機関の救済や破綻処理においては、BOT が管理する「金融機関発展基金」(FIDF)³³が中心的な役割を担っている。FIDF は、1980 年代前半の金融会社等の破綻に対応するため、BOT 法の 1985 年改正により創設された(第 5 章の 2 「金融機関発展基金」(29 条の 2 ~ 29 条の 21) 新設)。

FIDF は、「安全かつ安定した金融機関システムの再建開発を目的」(29 条の 3)とする。FIDF は法人とされる。その事務は BOT の基金管理部 (Fund Management Department) が行うが、BOT の事業とは分離される(29 条の 3)³⁴。

FIDF の機能は次の通り。流動性危機に直面した金融機関に最後の貸し手として、流動性支援を提供すること。運営コストの考慮にもとづき実行可能なベースで金融危機に陥った金融機関を信頼回復するように経営すること。FIDF は当局から代表となる経営者および取締役を任命し、元の株主の既存の経営者および取締役と置き換える。合理的な機関、是正措置を実施した後、介入された銀行は民営化される。公衆の信頼を増進するため、預金者に対する支払いを保証すること。FIDF が保証する基準および条件にもとづき、預金者に払い戻しすること。FIDF の利益を守るため監視し、FIDF がその預金者に支払った非介入金融機関の資産の清算から比率に応じた支払いを受けること。

FIDF は、破綻金融機関の受け皿となってきたクルンタイ銀行のほか、経済危機後の資本注入の結果、バンクタイ銀行、サイアム・シティ銀行の大株主となっている(表 6 参照)。

2 . 不良債権処理の枠組み

(1) 倒産法制改革と CDRAC

経済危機後、世銀・IMF の支援におけるコンディショナリティの一つとして、倒産法制の改革が進められ、会社更生手続の導入などを柱とする破産法改正(1998 年、1999 年)と倒産事件を専門に管轄する破産裁判所の設置が行われた。

他方、BOT 主導でバンコク・アプローチと呼ばれる私的整理の枠組みが創出された。BOT のもとに「企業債務再構築諮問委員会」(Corporate Debt Restructuring Advisory Committee: CDRAC)が組織された。BOT 主導の CDRAC には法的拘束力がなく、債権者が金融機関

³³ タイ語は「金融機関システム再建発展基金」。

³⁴ FIDF の監督を行う「基金管理委員会 (Fund Management Committee)」は、BOT 総裁 (委員長) 財務次官、ならびに大臣が任命する 5 人以上 9 人以下の委員で構成される(29 条の 9)。

である場合にのみ効果が限られ、それほど成果は大きくなかったとみる見解もある³⁵。2006年10月にCDRACは正式に終了した（BOT [2006b: 27]）。

（２）タイ資産管理公社（TAMC）

タイにおいては、二つの資産管理公社が存在した。第一は、経済危機後、破綻した金融会社などの資産を買い取るため、「1997年金融機関資産管理公社に関する緊急勅令」（1998年改正）にもとづき設立された「（金融機関）資産管理公社」（Asset Management Corporation）である。2005年12月に廃止が閣議決定され、2007年1月8日公布の「金融機関資産管理公社廃止法」にもとづき正式に廃止された。第二は、2001年に設立されたタイ資産管理公社（Thai Asset Management Corporation: TAMC）である³⁶。その背景には、BOT主導のCDRACなどの私的整理による債務再構築が進展しなかったことがあった（西澤 [2003]）。FIDFが全株式を保有し、存続期間が10年とされ。TAMCは、対象資産のほぼすべてについて、債務者との交渉を終え、債務の繰延べ措置や担保権実行、会社更生手続等が行われた。

TAMCの特徴として特筆すべき点は次の2点である。第一に、TAMCは、2000年12月末現在における政府または国有会社が払込済み株式の50%以上を保有する金融機関または資産管理会社の不良資産のみを対象としていることである。これ以後に発生した不良債権については対象としていない。第二に、司法手続きを必要とすることなく、担保権を実行する権限を与えられた点である。通常、担保権の実行は裁判所での手続に一年以上を要すると言われる。裁判手続なしに担保権実行ができることは、TAMCが不良債権処理を進めるうえで強みとなっている。

（３）資産管理会社

1998年の資産管理会社緊急勅令（2007年改正³⁷）が根拠法として、民間の資産管理会社も存在する。BOTへの登録が必要である。2006年末で12社が存在する。そのほとんどが主要な商業銀行によって設立されたものである。上述のTAMCのように担保権実行などの面で特別の権限を認められていないので、一般に処理には時間がかかる。

国有の資産管理会社として Sukhumvit Asset Management (SAM) と Bank Commercial Asset Management (BAM) の2社がある。いずれもFIDFが大株主となっている。BAMは、破綻した Bangkok Bank of Commerce の不良債権処理のため1999年に創設された。また、廃

³⁵ CDRACについては、西澤[2003: 82-85]、金子[2004]を参照。

³⁶ 根拠法は、2001年タイ資産管理公社緊急勅令。

³⁷ 資産管理会社緊急勅令を改正する法律が、2007年3月26日に公布された。

止された資産管理公社（AMC）の資産は、2006年1月までにBAMに売却された（BOT [2006b: 27]）。

第5節 金融セクターと消費者保護

1. 金融セクターにおける消費者保護

金融セクター・マスタープランは、その項目の一つとして「消費者保護」を掲げ、その具体的な措置として、顧客からの苦情処理のための手続の確立、情報開示の奨励やその国際基準への準拠、預金保険の導入をあげた。

預金保険法については、その原則を承認する閣議決定が行われた後、法制委員会における法案検討作業が行われてきた。現在のところまだ法律は成立していない。BOTによれば、同法案の骨子は、預金保険機関（Deposit Insurance Agency）の設置（資本金は10億バーツ）、保証額は、当初1年間は5千万バーツとし、4年以内に100万バーツに引下げ、保険料は預金額の1%、というものである（BOT [2006b: 37]）。

信用情報については、1999年に国家信用情報株式会社（英文名称 National Credit Bureau Ltd.: NCB）が設立されている³⁸。また、2002年に制定された信用情報業営業法（2006年改正³⁹）は、信用情報業の法規制を目的とするが、そのなかで「信用情報所有者への保護の提供」（4章）に関する規定をおいている。信用情報所有者の権利（25条）を定めるほか、審査および訂正を信用情報会社またはその会員たる金融機関は、信用情報の審査および訂正を求められたときは、その結果を30日以内に通知しなければならない（26条）。

2. 消費者保護に関する一般的な枠組み

消費者保護に関する立法は多く、その主管する官庁も多岐にわたっている。消費者保護に関する一般法として、もっとも重要な法律は1979年消費者保護法である。同法にもとづき消費者保護委員会が設置されている。消費者保護委員会による規制は、広告、表示、契約、その他の4分野に分かれる。ある分野・事項が他の法律によって規律されている場合

³⁸ 1999年に、BOTと地場商業銀行によるタイ信用情報社、財務省と政府住宅銀行（GHB）による中央情報システム社が設立されたが、2005年に統合され、現在のNCBに社名変更された。NCBのウェブサイトによれば、

³⁹ 書面による情報の提出しか決めていなかったことが、ITを用いた実務に適合しなかったこと、罰則が重すぎたことが改正の理由とされる。

は、その規定が優先する。したがって、金融セクターが包括的に適用除外となっているわけではないが、金融セクターについてはBOTの規制が優先される場合が多いと考えられる。たとえば、クレジット・カードの支払い遅延金が不当に高いことが問題となった際には、消費者保護委員会の要請にもとづき、BOTが規制を行った例がある（今泉 [2003]）⁴⁰。

第6節 金融業の競争に対する今後の見通し

第一に、タイにおいても経済危機後の金融セクターの再建が一段落し、より中長期的な金融セクターの改革を目的とした2004年の金融セクター・マスタープランにもとづく制度改革と金融再編が進んできた。

マスタープランで示されている基本的な考えは、単一の競争の場を創出することによって金融セクターにおける競争を促すことにあった。もっとも、現段階では新規参入は認めず、そこでの力点は既存の金融機関の再編を中心とした競争力の強化におかれていた。金融会社等の商業銀行への再編や外銀の現地子会社の設立などを通じて、プレーヤーの大きな変化が進んだ。BOTは、一連の改革による金融会社等の統合や新規参入による銀行間の競争が拡大したと評価しつつも、銀行部門と内外のノンバンク、資本市場との競争も拡大しつつあるとの認識を示している（BOT [2006: 1]）。ただし、BOTは、自由化・規制緩和についてはなお慎重な姿勢も残している。たとえば、外銀支店の店舗、ATMの拡大等などの規制緩和になお消極的である。マスタープランが次の段階で行うとする新規参入の拡大について、明確な筋書きはまだ示されていない。BOTが描いた金融再編がほぼ完了したこともあり、現在のマスタープランへの関心は低下しつつあり、新たにマスタープランを作成しようとする動きもある。

これまでのマスタープランの実施は、財務省・BOTの規則によって進められてきたが、金融業法案の成立は遅れている。そのため、たとえば、金融コングロマリットの承認とそれに対する連結監督、外国銀行子会社の容認といった新たな規制枠組みは、商業銀行法の株式保有規制や外資規制の例外規定に依拠するものとなっている。例外規定の裁量的な運用は透明性も欠き、金融規制に関する政策・理念の変化に合致した法的枠組みの整備が課題となっている。BOT法案をめぐっても見直しの動きがあり、金融監督行政をどのように

⁴⁰ 消費者保護法には、消費者保護委員会による苦情処理、消費者団体の訴権、消費者保護委員会の係官が被害者に代わって訴訟を行う制度、が設けられている。の消費者団体による訴訟はまだなく、の委員会による訴訟では住宅・不動産関係の事例が多い。このほかに、民事ルールを定めるものとして、1997年不公正契約条項法が制定されている。

設計するかについて、なお議論があるようである。

取引競争法の金融業への適用は明確に認められているが、競争法の運用自体がまだ限定的な段階にあり、金融業への影響はまだほとんどない。現在検討中の合併規制に関するガイドラインなどより基準の具体化が必要であろう。そもそも委員会の構成などになお多くの課題を有しており、競争法がより積極的に運用されるようになるにはまだ時間がかかると見られる。

〔参考文献〕

日本語

今泉慎也 [2003] 「タイ—契約分野における消費者保護の強化」(『アジア研ワールド・トレンド』95号、8月、24-27頁)。

_____ [2004] 「タイの企業統治と企業法制改革」(今泉慎也・安倍誠『東アジアの企業統治と企業法制改革』日本貿易振興機構アジア経済研究所)。

金子由芳 [2004] 『アジア危機と金融法制改革——法整備支援の実践的方法論をさぐって』信山社。

末廣昭 [2000] 「財政金融政策—中央銀行の独立性と組織の能力」(末廣昭・東茂樹編『タイの経済政策—制度・組織・アクター』日本貿易振興機構アジア経済研究所、第2章、59-114頁)。

_____ [2002] 「金融制度改革と商業銀行の再編——金融コングロマリットを中心に」(末廣昭編『タイの制度改革と企業再編——危機から再建へ』日本貿易振興機構アジア経済研究所、第4章、161-214頁)。

田坂敏雄 [1996] 『パーツ経済と金融自由化』御茶の水書房。

西澤希久男 [2003] 「タイにおける不良債権処理とADRの活用—調停センターの役割を中心として」(小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の紛争処理制度』日本貿易振興機構アジア経済研究所、第3章、69-99頁)。

英文

Anan Chantara-Opakorn [2000] “Thailand's Competition Law and Its Implications on International Mergers and Acquisitions,” *Wisconsin International Law Journal*, 18(3), pp. 591-609.

Bangkok Bank [2006] *Commercial Banks in Thailand 2006*. Available at <<http://www.bbl.co.th/download/CommercialBank2006.pdf>> (visited March 13, 2007)

- BOT [1997] *Supervision Report 1996/7*, (BOT).
- _____ [2001] *Supervision Report 2000*, (BOT).
- _____ [2004] *Financial Sector Master Plan*. Dated January 13, 2004. Available at <<http://www.bot.or.th/bothomepage/BankAtWork/FinInstitute/FISystemDevPlan/ENGVer/pdf/eng.pdf>> (visited January 20, 2007).
- _____ [2006a] *Financial Sector Master Plan Handbook*. Available at <<http://www.bot.or.th/bothomepage/BankAtWork/FinInstitute/FISystemDevPlan/ENGVer/FSMP/FSMP.pdf>> (visited January 20, 2007).
- _____ [2006b] *Supervision Report 2005*, (BOT). Available at <http://www.bot.or.th/bothomepage/BankAtWork/Financial_Supervision/supervisionreport/SupervisionReport2005.pdf> (visited March 20, 2007)
- Deunden Nikomborirak [2006] “Political Economy of Competition Law: The Case of Thailand,” *Northwestern Journal of International Law & Business*, 26(3), pp. 597-618.
- Sithi-Amnuai, Paul [1964] *Finance and Banking in Thailand: A Study of the Commercial System, 1988-1963*, Bangkok: Thai Watana Panich.
- Sakda Thanitcul [2002] “Competition Law in Thailand: A Preliminary Analysis,” *Washington University Global Studies Review*, 1(1/2), pp. 171-
- _____ [2006] “Competition Law in Thailand,” in Cassey Lee and Cheong May Fong eds., *Competition Policy in Asia: Models and Issues*, University of Malaya.
- SEC (Securities Exchange Commission of Thailand) [2002] *First Decade of Thai SEC and Capital Market in Thailand (1992-2002)*, (SEC).
- UNCTAD [2005] *Report Review of Recent Experiences in the Formulation and Implementation of Competition Law and Policy in Selected Developing Countries: Thailand, Lao, Kenya, Zambia, Zimbabwe*, UNCTAD/DITC/CLP/2005/2.

〔ウェブサイト〕

| | |
|---|---|
| Bank of Thailand (BOT) | http://www.bot.or.th |
| Department of Insurance (DOI), Ministry of Commerce | http://www.doi.go.th |
| Ministry of Finance (MOF) | http://www2.mof.go.th |
| Securities Exchange Commission (SEC) | http://www.sec.or.th |
| Thai Asset Management Corporation (TAMC) | http://www.tamc.or.th |